

労働被害の予防のために 労働者教育は18歳までの学びの場で充実を

1. 労働相談の概況について

(1) 相談件数について

添付資料-1「2015年12月 相談者数（雇用形態・業種別）処理状況」
添付資料-2「2015年12月 雇用形態別 相談者数 月別集計」
「2015年12月 雇用形態別 相談件数 月別集計」
添付資料-3「2015年12月 相談者数（雇用形態・男女別、業種別）」

12月の相談者数は69人、相談件数138件で年間最多となりました。これにより対前年同月比は-5人、+8件、一人あたり相談件数は2.00件で+0.24件となり、対前月比では相談者数+4人、相談件数+8件、一人あたり相談件数は増減なしとなりました。

また、2015年の年間相談者総数及び相談総件数は712人、1323件で、前年の716人、1227件に対して-4人、+96件となり、一人あたり相談数は1.86件で+0.15件となりました。（第1表）

（第1表） 【相談者数・相談件数・一人あたり相談件数の比較】

		相談者数	相談件数	一人あたり相談件数
2015年	12月	69人	138件	2.00件
	11月	65人	130件	2.00件
2014年	12月	74人	130件	1.76件
2015年 総数		712人	1323件	1.86件
2014年 総数		716人	1227件	1.71件

(2) 雇用形態別相談者数及び件数について

参考資料-2「2015年12月 雇用形態別 相談者数 月別集計」
「2015年12月 雇用形態別 相談件数 月別集計」
参考資料-4「2015年12月 相談件数（雇用形態別・相談項目別）」

12月の相談者69人、相談件数138件の雇用形態別内訳は、社員34人・76件、期限付き雇用契約者（契約・パートタイマー・臨時・嘱託・季節・派遣）34人・61件、不明その他が1人・3件でした。男女別では男性39人・84件、女性30人・54件で、男性は主に社員と契約社員に集中し、女性はパートタイマー、社員、契約社員に分散しています。（第2表）

一人あたり相談件数（平均2.0件）は、男性2.15件、女性1.8件で開きがあり、雇用形態別では、社員と契約社員がほぼ同数で平均件数を大きく上回り、社員では男性（25人）の2.32件、契約社員では女性（15人）の2.5件が突出しています。（第3表）

（第2表） 【雇用形態別 相談者数（人）】

	社員	期限付き雇用契約者						不明 その他	合計 (構成比)
		契約	パート	臨時	嘱託	季節	派遣		
男	25	7	1	2	1	2	1	0	39 : 56.5 %
女	9	6	11	0	1	1	1	1	30 : 43.5 %
計	34	13	12	2	2	3	2	1	69 : 100.0 %

(第3表) 【雇用形態別 相談件数(上段)・一人当たり相談件数(下段)】

(単位:件)

	社 員	期 限 付 き 雇 用 契 約 者						不 明 そ の 他	合 計
		契 約	パ ー ト	臨 時	嘱 託	季 節	派 遣		
男	5 8	1 4	2	4	2	2	2	0	8 4
性	2.32	2.00	2.00	2.00	2.00	1.00	2.00	0.00	2.15
女	1 8	1 5	1 6	0	1	2	1	1	5 4
性	2.00	2.50	1.45	0.00	1.00	2.00	1.00	1.00	1.80
計	7 6	2 9	1 8	4	3	4	3	1	1 3 8
	2.24	2.23	1.50	2.00	1.50	1.33	1.50	1.00	2.00

(3) 業種別相談状況について

添付資料-5 「2015年 業種別 相談者数 月別集計」

「2015年 業種別 相談件数 月別集計」

添付資料-6 「2015年12月 相談者数(業種別、相談項目別)」

添付資料-7 「2015年12月 相談件数(業種別、相談項目別)」

12月の業種別相談は「不明その他」を含む20業種のうち13業種からありました。相談者数、相談件数及び一人当たり相談件数は次のとおりです。

(註. カッコは年間平均数(年間総数÷相談のあった月数)で端数を四捨五入。年間平均より相談者が多い業種は問題の多さ、同じく相談件数が多い業種は問題の複雑さを示している。)

〔業 種〕	〔相 談 者〕	〔相 談 件 数〕	〔1人あたり件数〕
「卸・小売業・飲食店」	16人(15人)	39件(27件)	2.44件/人
「医療・福祉・医薬品業」	12人(10人)	21件(20件)	1.75件/人
「その他サービス業」	9人(7人)	15件(12件)	1.67件/人
「公務・公共サービス」	6人(2人)	15件(4件)	2.50件/人
「陸運・倉庫業」	6人(1人)	12件(5件)	2.00件/人
「通信・報道・IT業」	8人(1人)	11件(5件)	1.38件/人
「製造業」	3人(4人)	6件(8件)	2.00件/人
「交通業」	3人(1人)	5件(3件)	1.67件/人
「会計行政法律事務所」	1人(2人)	5件(3件)	5.00件/人
「分類不能・その他」	2人(3人)	3件(4件)	1.50件/人
「ビル管理業」	1人(3人)	3件(4件)	3.00件/人
「労働者派遣業」	1人(2人)	2件(4件)	2.00件/人
「商品斡旋・リース業」	1人(3人)	1件(4件)	1.00件/人

(相談のない業種) 「農林業・協同組合」「食品加工業」「鉱業」「建設・設計・重機業」「エネルギー・水産業」「金融・保険・不動産業」「教育・学校業」

(4) 相談内容について

添付資料-4 「2015年12月 相談件数(雇用形態別・相談項目別)」

添付資料-8 「2015年 主相談項目別相談者 月別集計」

添付資料-9 「2015年 相談項目別相談件数 月別集計」

13業種から寄せられた相談内容はすべての相談項目に及び、基本的な労働と労働条件にかかわる「賃金関係」、「労働契約関係」、「労働時間関係」に合わせて70件以上の相談が集中し、経営事情や労務管理に関係する「その他・労務管理等」、「雇用関係」、「安全衛生」、「差別等」、「保険・税」、「退職関係」に同じく50件以上、「労働組合関係」にも5件の相談がありました。各相談項目の主相談者数と相談件数の分布及び主要な相談内容は以下のとおりです。

(註. 主相談者とは、その項目の相談を最も重視した相談者数。主相談者数を上回る相談件数は他項目の相談者の複数相談件数が含まれる。)

賃金関係	16人	37件	不払残業、賃金差別、賃金未払	最賃違反
労働時間関係	11人	17件	年休違反、時間管理違反、長時間労働	
労働契約関係	11人	17件	就業規則非公開、契約不備、	
労務管理・その他	5人	14件	不当支配、各項目外相談	
雇用関係	6人	11件	不当解雇・退職強要、	
差別等	6人	11件	差別支配、集团的パワハラ、マタハラ	
安全衛生	4人	11件	労災・職業病、労働環境管理	
保険・税	3人	10件	離職手続き放置、保険未加入	
労働組合関係	5人	5件	組合加入・結成、	
退職関係	2人	5件	退職妨害、退職者に対する金銭要求	

相談項目の雇用形態別分布は第4表、主な相談項目の主要業種分布は第5表のとおりです。

(第4表) 【主な雇用形態別・相談項目別相談件数】 (件)

	社員		契約		パート		臨時		嘱託		季節		派遣		不明		合計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
組合	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
契約	8	2	1	1	0	2	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	12	5	17
賃金	17	4	3	3	1	6	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	24	13	37
時間	5	2	2	3	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	9	17
雇用	4	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	4	7	11
退職	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	2	5
保険	2	1	2	1	0	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	4	6	10
安全	5	3	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	4	11
差別	5	2	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	5	11
経営他		0	3	2	0	1	0	3	0	0	0	0	1	0	0	0	11	3	14
合計	58	18	14	15	2	16	4	0	2	1	2	2	2	1	0	1	84	54	138
		7	6		2	9		1	8		4		3		1		1	3	8

(第5表) 【主な相談項目の業種別相談件数】 (件)

	陸運・倉庫業	卸・小売 饗殺飲食	医療・福祉・薬品	その他サービス業	公務公共サービス	他項目計	合計
契約	4	5	2	2	0	4	17
賃金	4	15	4	4	1	9	37
時間	1	7	2	3	1	3	17
雇用	2	1	1	3	1	3	11
保険	0	4	2	0	2	2	10
安全	0	1	4	1	2	3	11
差別	0	1	3	0	3	4	11
経営他	0	5	1	0	3	5	14
他項目計	1	0	2	2	2	3	10
合計	12	39	21	15	15	36	138

(5) 違法件数について

- 添付資料-10 「2015年12月 違法件数(雇用形態別・相談項目別)」
- 添付資料-11 「2015年12月 違法件数(業種別・相談項目別)」
- 添付資料-12 「2015年、相談項目別 違法件数 月別集計」

相談者69人の相談件数138件のうち、違法と判断される項目は79件あり、その違法率は

57.2%となりました。79件の内訳及びその違法率は第6表のとおりです。

(第6表) 【相談項目別違法件数の分布】

相談項目	1 2 月			年 間	
	違法件数	相談件数	違法率	違法/件数	違法率
賃金関係	29件	37件	*78.4%	245/341	*71.8%
雇用関係	8件	11件	*72.7%	54/144	47.4%
労務管理・その他	8件	14件	*57.1%	74/144	51.4%
差別等	6件	11件	54.5%	34/73	46.6%
労働契約関係	9件	17件	52.9%	107/182	*58.8%
労働時間関係	9件	17件	51.9%	127/241	52.7%
安全衛生	5件	11件	45.5%	24/53	45.3%
退職関係	2件	5件	40.0%	12/70	17.1%
保険・税	3件	10件	30.0%	42/78	53.8%
労働組合関係	0件	5件	0.0%	2/27	7.4%
合計・平均違法率	79件	138件	57.2%	721/1323	54.5%

(注：*印は平均レベル以上の違法率)

12月全相談項目の違法率は57.2%となり、年間の違法率54.5%を2.7ポイント上回りました。労働と最も密接な「賃金関係」と「雇用関係」の違法率が当月平均を大きく上回り、中でも時間外手当や割増賃金不払いの14件の相談がすべて違法なものであったこと、解雇・退職強要の相談件数が本年最多となったうえ、年間違法率を25ポイント余り上回ったことは、今年末の雇用状況が極めて厳しいものであったことを示しています。

2. 12月の雇用情勢について

- (1) 2015年は安倍政権が3年目に入り、アベノミクスの反国民性が明らかになった年でした。異常な円安誘導で対外企業の業績が大きく伸びた反面、国内では高物価と増税、雇用の劣化などによる困窮層の増加が社会問題となりました。非正規雇用が労働者の4割を占めるに至り、さらに政府は「1億総活躍社会」と称してこれを拡大、固定化する規制緩和を行いました。15年6月の労働組合調査では、過去1年間にパートタイマー組合員が5万5千人増えた反面、正社員の組合員は3万3千人減少し、全体の組織率は0.1ポイント減少して17.4%となりました。北海道では組織率が16.5%になり、過去4年間に全国の2倍以上の速さで減少しています。
- (2) 12月に当センターに寄せられた相談は69人から138件で、一人あたり相談件数は平均2件となりました。一人あたり相談件数は相談者が直面している問題の複雑さの標示であり、雇用形態別では社員(男性)2.3件、契約社員(女性)2.5件、業種別では「会計事務所等」、「ビル警備」、「公共サービス」、「卸・小売・飲食店」の相談者は2.4件から最大5件の相談を行っています。
- (3) 特徴的な事例として次のような相談がありました。
 - ・ 賃金総額のみ契約で深夜に及ぶ長時間労働を強制して時間外手当を支払わず、経営者の気にいらぬことがあれば賃金を差し引く飲食店の例
 - ・ 時間外労働の代休付与にあたって年次有給休暇を引き当てて賃金を支払うとしている例
 - ・ 1日3時間の契約で「収入になるから」として休日を設けず働かせる例
 - ・ 新経営者が就業規則を作成する間の便宜的方法としたことを既成事実化して就業規則に取り込もうとしている例

- ・ 新規採用にあたり公的助成金が給付される事業において、解雇対象者を職場の会議で同僚たちが吊るし上げるなどの嫌がらせを行わせ、自主退職に追い込む例
 - ・ 退職希望者に「辞められると会社が迷惑するので迷惑料を払え」として金銭を要求した例
 - ・ 日常的な些細なミスに低額の「罰金」を課すことを習慣化している例
 - ・ 労災の受傷者に対して仕事に支障をきたすとして退職を迫る例
 - ・ 10月に採用された。用事があって休みたいと申し入れているが有給休暇が認められない。違法ではないか。一方的に休んでもよいのでないかとの疑問例
 - ・ 今回のボーナスで同僚より7万円少なかった。仕事で失敗したことはなく、会社から注意されたこともない。上司からは査定の結果だといわれた。回復する方法はないかとの疑問例
- (4) これらの相談内容の多くは、法的知識が乏しい労使関係の中で発生している一般的事例であって労働組合と関わることによって解決の道が開ける問題であり、相談対応としては個人加入の労働組合を紹介するものの、相談者の側には電話だけで解決されることの期待も強く、この乖離をなくする身近な手段を検討する必要があります。

今年、18歳以上への選挙権付与に伴って必要な成人教育が行われることから、それぞれの生活と社会発展の基礎にある労働関係についてもこれが歪められ、被害を受けることのないよう、新たな学びの場で、充実した労働者教育が行われることが求められます。

[添付資料]

－1	「2015年12月 相談者数（雇用形態・業種別）処理状況」	添付
－2	「2015年12月 雇用形態別 相談者数 月別集計」	
	「2015年12月 雇用形態別 相談件数 月別集計」	添付
－3	「2015年12月 相談者数（雇用形態・男女別、業種別）」	参考
－4	「2015年12月 相談件数（雇用形態別・相談項目別）」	添付
－5	「2015年 業種別 相談者数 月別集計」	
	「2015年 業種別 相談件数 月別集計」	添付
－6	「2015年12月 相談者数（業種別、相談項目別）」	添付
－7	「2015年12月 相談件数（業種別、相談項目別）」	添付
－8	「2015年 主相談項目別相談者 月別集計」	添付
－9	「2015年 相談項目別相談件数 月別集計」	添付
－10	「2015年12月 違法件数（雇用形態別・相談項目別）」	添付
－11	「2015年12月 違法件数（業種別・相談項目別）」	添付
－12	「2015年 相談項目別 違法件数 月別集計」	